

薬機法に基づく認証申請等のためのコンサルタント業務並びに医療機器及び体外診断用医薬品の品質管理監督システムの立案、実施又は維持のための業務に関係した日から2年間の経過していない認証審査員（「認証審査員の選任及び解任に関する規定」4.1（4）に規定する特例措置による従事制限対象の認証審査員）の採用前5年間の出身企業及び認証部で従事した業務の状況は以下の通りである。

No.	配置グループ	登用年月日	採用前5年間に おいて 在籍していた企業の名称	同左における 所属部署等	従事した製品審査に 関する件数		従事したQMS調査に 関する件数		認証の 決定	備考
					審査	レビュー	調査	レビュー		
1	薬機法審査チ ーム （調査担当）	令和7年10月14日	富士フイルムヘルスケアマ ニュファクチャリング株式 会社 株式会社日立ヘルスケア マニュファクチャリング	画像診断生産本部 第二製造部			0	0	0	
2	薬機法審査チ ーム （調査担当）	令和8年06月10日	HOYA Technosurgical株 式会社	薬事品質保証部			0	0	0	